

内部通報（ヘルプライン）規程

2022年4月1日制定
2022年9月1日改正

（目的）

第1条 この規程は、（公財）新潟ろうきん福祉財団（以下、「財団」という）が事業活動を行うにあたり、不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、並びに財団に対する社会的信頼の確保のため、内部通報制度（以下「ヘルプライン」という）を設けるとともに、その運営方法等、必要な事項を定めることを目的とする。

（内部通報の体制整備）

第2条 財団内において、通報に適切に対応するための体制を整備し、理事長がこれを総括する。

2 コンプライアンス担当理事は、本規程に係る業務執行状況について、理事長に報告する。

（対象者）

第3条 この規程は、財団の役員及び職員（出向職員・準職員・再雇用嘱託職員・派遣職員を含むすべての従業員）に対して適用する。

（通報等）

第4条 財団または財団の役職員の不正行為として別表に掲げる事項（以下、「申告事項」という）が生じ、または生じるおそれがある場合、役職員（財団が行う事業に直接的・間接的に関係するものを含む）は、この規程が定めるところにより、通報、申告または相談（以下「通報等」という）をすることができる。

2 通報等を行った者（以下「通報者」という。）通報者に協力した役職員及び当該通報等に基づく調査に積極的に関与した役職員（以下、「通報者等」という。）は、この規定による保護の対象となる。

3 申告事項が生じ、又は生じるおそれがあることを知った役職員は、この規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

（通報等の方法）

第5条 役職員は、次に定めるヘルプラインの窓口（以下「ヘルプライン窓口」という。）に対して、電話、電子メールまたは、直接面談の方法等により直接通報すること

ができる。なお、電話番号やメールアドレス等は、別途役職員に通知する。

(1) コンプライアンス規程に定めるコンプライアンス担当理事

(2) 監事

(3) 事務局長

(4) 副事務局長

(5) 外部機関（新潟県労働金庫コンプライアンス担当の部長）

2 契約又は就業規則その他の規程に定める守秘義務に関する規定は、この規程の定めにしたがって行われる通報を妨げるものではない。

3 ヘルライン窓口において公益通報者保護法に定める内部公益通報を受ける担当者および外部機関の担当者は、本規程により従事者として指定される。

（ヘルライン窓口での対応）

第6条 ヘルライン窓口は、申告事項について受け付け、第7条の規定に従い、その対応を行うものとする。

2 通報等を受けたヘルライン窓口の担当者（以下「窓口担当者」という。）は、通報者に対して、通報等を受けた日から20日以内に、通報等を受けた事項につき調査を行う旨の通知を行う。ただし、調査を行わないことに正当な理由がある場合には当該理由を明らかにしたうえ、調査を行わない旨の通知を行うものとする。また、通報者が当該通知を希望していない場合、匿名による通報等であるため通報者への通知が困難である場合、その他やむを得ない理由がある場合がある場合はこの限りではない。

（範囲外共有の防止を含めた情報管理）

第7条 窓口担当者および調査担当者は、通報者等の氏名及び職員番号を含む通報者を特定させる情報（以下「通報者特定情報」という。）を、必要最小限の範囲を超えて共有しない（通報者が予め明示的に同意した場合またはその他の正当な理由がある場合を除く。）。

2 対象事案に関する調査により得られた情報（前項に定める情報を除く。）は、窓口担当者、調査担当者、法令違反行為等の是正措置等の検討に関与する職員および役員、理事会の構成員および事務局並びに必要に応じて行政機関に限り共有する。

（公正公平な調査）

第8条 通報等を受けた窓口担当者は、通報等の内容（通報者特定情報を除く。）を、直ちにコンプライアンス担当理事（ただし、当該通報等が理事の不正行為に係るものである場合は監事）に報告する。

2 通報等に係る事実関係の有無及びその内容に関する調査（以下「通報等調査」という。）は、事務局長が実施することを原則とする。ただし、事務局長が関係する内容の通報等が対象である場合、その他事務局長が通報等調査を行うことが適当でない場

合には、コンプライアンス担当理事または監事の指示により、他の担当者に通報等調査を実施させ、または法律事務所等、外部の調査機関に通報等調査を依頼することができる。

- 3 通報等調査は、公正かつ公平に実施するものとする。
- 4 役職員は、特段の事情がある場合を除き、通報等調査に対して積極的に協力するものとする。
- 5 通報等を受けた窓口担当者は、通報者特定情報や通報内容について通報者と合意できたものでなければ、開示することはできない。

(調査結果の通知等)

第9条 通報等調査を担当した職員は、調査結果について、速やかに通報等を受け付けたヘルライン窓口、コンプライアンス担当理事及び理事長に報告するものとする。ただし、通報等の対象となった者の個人情報の取り扱いについては、プライバシーに配慮し、慎重に取り扱うものとする。

- 2 ヘルライン窓口は、調査の後、遅滞なく通報者に対してその内容を通知する。ただし、通報者に対して通知を行うことが困難な場合はこの限りではない。なお、通報等の対象となった者の個人情報の取り扱いについては、プライバシーの侵害にならないよう、十分注意するものとする。

(調査結果に基づく対応)

第10条 コンプライアンス担当理事は、調査の結果、不正行為が存在するとの報告を受けた場合、直ちにコンプライアンス委員会に報告するとともに、必要に応じて処分内容を協議する。

- 2 コンプライアンス担当理事は、調査の結果およびそれに対する対応の概要について、速やかに理事会に報告するとともに、必要に応じてこれを公表する。

(情報の記録と管理)

第11条 通報等を受けたヘルライン窓口および調査担当者は、通報者等の指名（匿名の場合を除く）通報等の経緯、その内容および証拠等を記録し、保管するものとする。ただし、通報者に関する情報が許容される範囲を超えて開示されることはないと留意する。

- 2 通報等を受けたヘルライン窓口および関係者は、その情報に関して機密を保持しなければならず、外部の調査機関に当該情報を開示する場合には、当該開示を受けた者が第三者に情報を開示し、または漏洩することを防止する措置を講じるものとする。
- 3 役職員は各ヘルライン窓口または調査担当部署に対して、通報者特定情報の開示を求めてはならない。

(探索の禁止)

第12条 役職員は、本件窓口に通報又は相談した者が誰であるか、対象事案に関する調査に協力した者が誰であるかを探索してはならない。

(秘密保持)

第13条 役職員は、本規程に定める場合のほか、法令に基づく場合等の正当な理由がない限り、対象事案に関する情報を開示してはならず、当該情報について秘密を保持しなければならない。

2 役職員は、法令に基づく場合等の正当な理由がない限り、対象事案に関する情報を目的外に使用してはならない。

(不利益処分の禁止)

第14条 財団の役職員は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したことまたは調査に積極的に関与したこと等を理由にして、通報者等に対して不利益な処分または措置を行ってはならない。

(内部通報制度に関する教育)

第15条 財団は役職員に対して、公益通報保護制度を含む内部通報制度に関する研修を定期的に行い、職員はかかる研修を積極的に受講するものとする。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は2022年9月1日から施行する。

別表

この規程において、不正行為として申告できる事項は、次の事項とする。

- 1 . 法令または定款に違反する行為
- 2 . 役職員または取引先その他の利害関係者の安全または健康に対して危険を及ぼすおそれのある行為。(ハラスメント行為を含む。)
- 3 . 就業規則その他の財団の内部規程に違反する行為(ただし、人事上の処遇に関する不满を除く)
- 4 . 財団の名誉または社会的信用を侵害し、または低下させるおそれのある行為
- 5 . その他財団、役職員または取引先その他の利害関係者に重大な損害を生じるおそれのある行為

以上